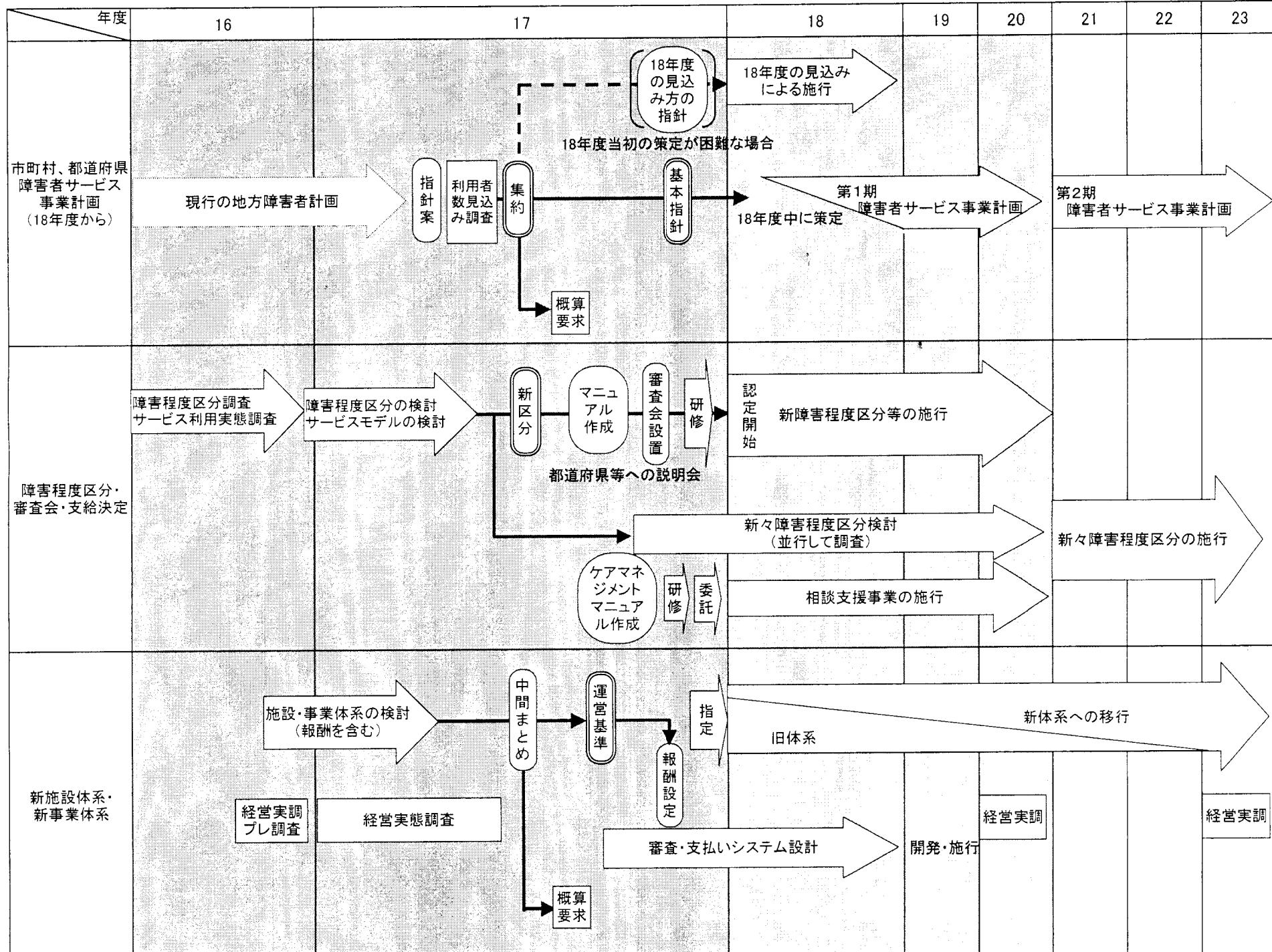


制度改正のスケジュール 等について

制 度 改 正 の ス ケ ヅ ュ ー ル (中 長 期 案)



計画の位置付け（案）

作成期間等

- 障害保健福祉サービス事業計画は、3年を1期とする。
- 第1期については、18年度中の可能な限り早期に計画を作成し、平成19年度にはすべての地方自治体において、計画期間が始まることとする。
- 第1期の計画期間は、平成20年度までを計画期間とする。（第2期以降は平成21年度から始まり、3年を1期とする）

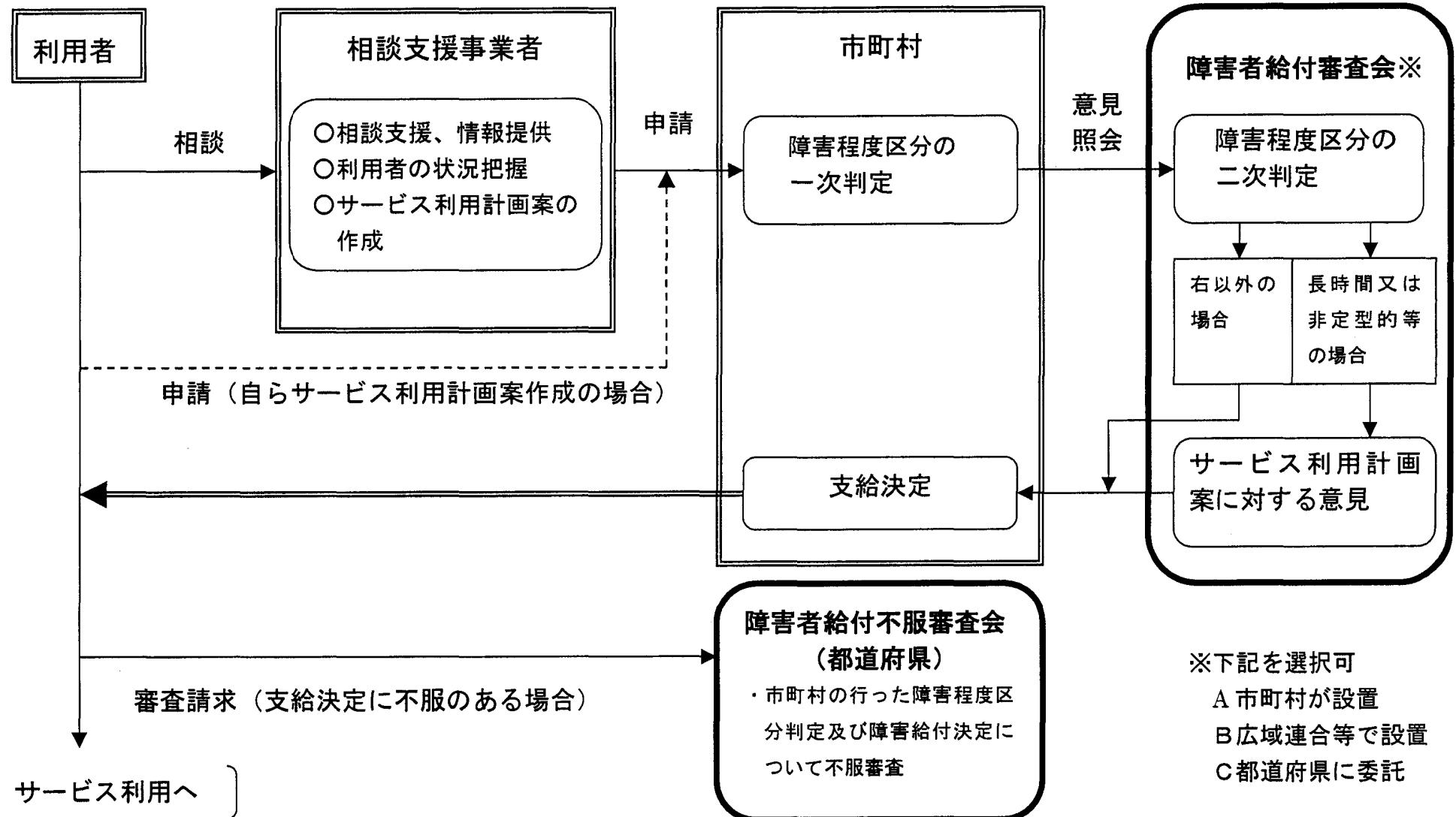
障害者基本法に基づく計画との関係

- 都道府県障害保健福祉計画は、障害者基本法に基づく都道府県障害者計画と、市町村障害保健福祉計画は、障害者基本法に基づく市町村障害者計画と一緒にものとして作成する。
 - ・ 障害保健福祉計画に定める事項（障害者サービス法（仮称）に規定）は別紙の事項を定める。
 - ・ 障害保健福祉計画は、障害者計画と一緒にものとして作成、上記の事項は、障害者計画の一部として作成される。
 - ・ 作成手続きは、障害者サービス法（仮称）に定める手続き（作成、変更の際に、知事（厚生労働大臣）に提出する等）のほか、地方障害者推進協議会に諮る等の障害者基本法に定める手続きにより作成する。
 - ・ その他、市町村は都道府県に、都道府県は厚生労働大臣に届出義務あり。

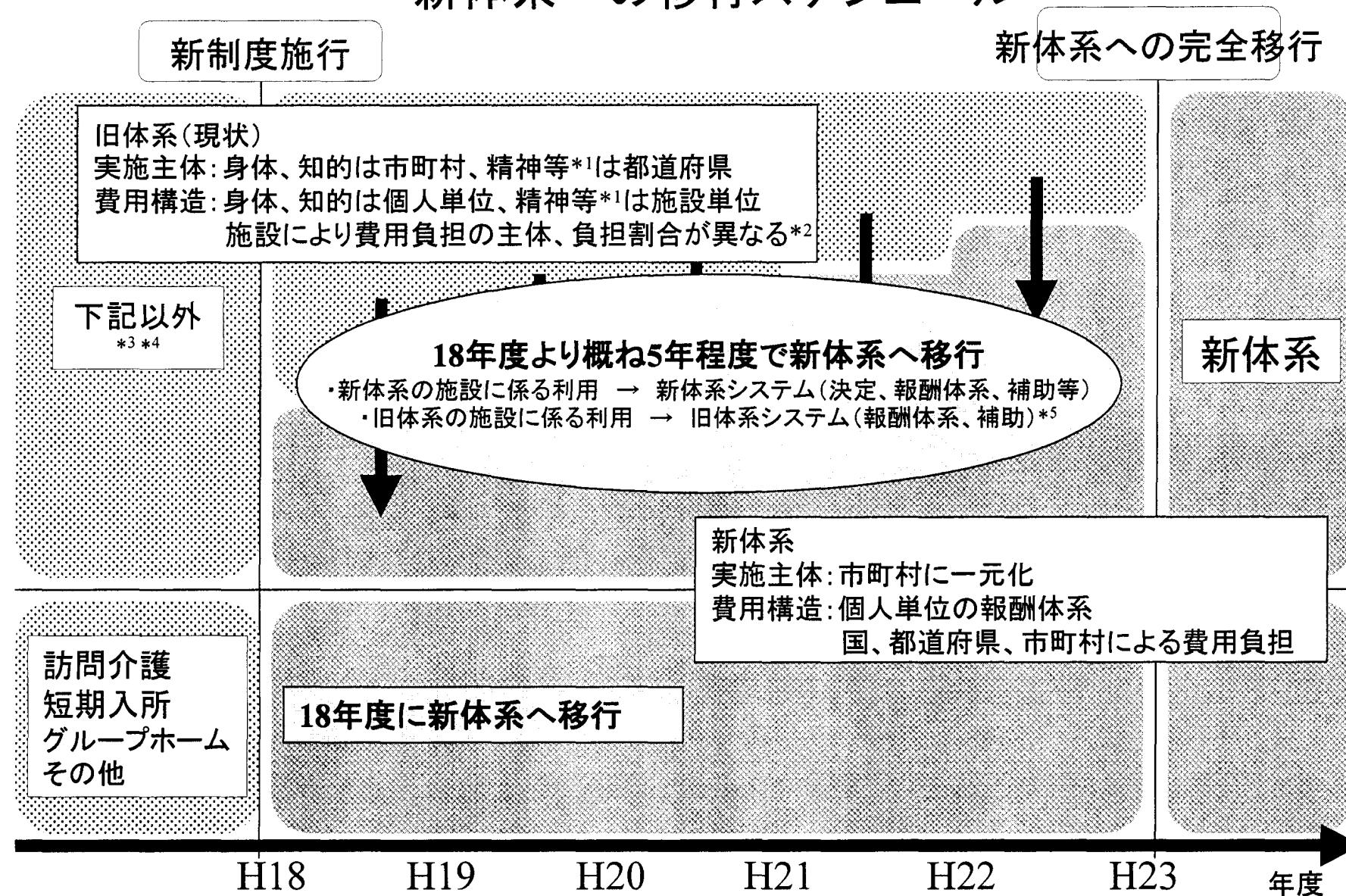
医療計画等との関係

- 障害保健福祉計画は、医療計画その他の法律の規定による計画であって、障害者サービス法（仮称）による支援を行う精神障害者に係る保健、医療又は福祉に関する事項を定めたものと調和が保たれたものでなければならないとする。
 - ・ 精神科救急体制の整備等の精神医療に関する事項については、同様の記載がある医療計画と整合性を保って作成する。
 - ・ このほか、関連の計画との整合性（介護保険法に基づく計画等）が必要か検討。

サービスの給付決定手続き



新体系への移行スケジュール



*1 「精神等」とは、精神障害者社会復帰施設及び福祉工場(身体・知的)をいう。

*2 例えば身体・知的の更生施設等については都道府県負担がない一方、精神等については市町村負担がない。

*3 児童の施設は、平成21年度までに結論を得る。 *4 福祉ホーム(精神)や精神地域生活支援センターは地域生活支援事業の中で整理。

*5 個人給付の旧体系利用者に係る利用決定、利用者負担については新体系を適用。